

令和 7 年 8 月 2 9 日

第 2 5 回

余市町農業委員会総会議事録

余市町農業委員会

1. 令和7年8月29日午後1時30分より、余市町役場301・302会議室において、第25回余市町農業委員会総会を余市町農業委員会会長 細山正己これを招集した。
2. 定刻までに参集した委員は次のとおりである。

議席番号	2 番	山	本	秀	弘
〃	3 番	川	合		一
〃	4 番	落		雅	美
〃	5 番	宮	野	秀	子
〃	6 番	井	川	和	彦
〃	7 番	野	呂	栄	二
〃	8 番	松	村	宗	雄
〃	9 番	坂	本	純	科
〃	10 番	土	居	義	和
〃	11 番	石	岡		渡
〃	12 番	梅	田		徹
〃	13 番	池	田	裕	之
〃	14 番	片	山		裕
〃	16 番	細	山	正	己

3. 本日、この会議を欠席した委員は次のとおりである。

議席番号	1 番	中	岡	博	晃
〃	15 番	曾	我	貴	彦

4. 本日、この会議に参加した者の職・氏名は次のとおりである。

余市町農業委員会	事	務	局	長	佐々木	孝	太
	事	務	局	次	長	佐藤	隆
	農	地	係	主	任	篠原	司
	振	興	係	主	任	中村	利
						美	

5. 本日の日程は、次のとおりである。

議事録署名委員の指名

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の決定について

議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の決定について

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の決定について

細山議長

ただ今の出席委員は、14名であります。

なお、本日、１番、中岡委員、１５番、曾我委員は所用のため、欠席する旨、届出がありましたことをご報告いたします。

本総会の傍聴についてご報告いたします。

本会会議規則第30条の規定に基づき、報道関係者を除く一般傍聴人を10名に制限することをご報告いたします。

本総会に付議する案件は、議案４件であります。

それでは、日程に入らせていただきます。

はじめに、議事録署名委員の指名についてをお諮りいたします。

→ □

(議長指名)

細山議長

議長指名ということですので、私の方から指名させていただきます。

3 番・川合委員、11 番・石岡委員のご両名にお願い申し上げます。

それでは、案件の審議に入ります。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題に供します。

番外から内容説明をいたさせます。

篠原主任

ただ今、上程されました、議案第 1 号につきまして朗読・説明させていただきます。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、

このことについて、下記の者から農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので実情検討の上、審議採決願いたい。

令和7年8月29日提出、余市町農業委員会会長 細山 正己。

申請番号 1 番、申請人住所氏名、譲渡人、
、譲受人、
。申請農地、
、
地目、公簿現況ともに畑、面積 m^2 。調査年月日及び調査委員に
つきましては、令和 7 年 8 月 2 1 日、山本委員、土居委員、曾我委員の 3
名で調査を行ってございます。

農地法の許可基準に基づく調査委員の所見につきましては、農地法第3条第2項第1号から第6号までの各号に該当しないでございます。

理由につきましては、譲渡人、後継者もなく高齢による労働力不足から耕作が困難になり離農するため、譲受人、新規就農するためでございます。

ただいまの説明に関連して、申請番号1番ないし3番につきまして現地調査を行った調査委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

2 番 申請番号1番ないし3番までの農地法第3条の規定による許可申請について、8月21日、事務局を含め、土居委員、曾我委員と私の3名の委員で現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

ただ今、事務局からの説明でもありましたが、申請番号1番については、離農する譲渡人が、新規就農する譲受人に所有農地を贈与するものです。

申請番号2番については、農地の一部を譲り渡す譲渡人と経営規模を拡大する譲受人との間で売買の合意に至ったものです。

申請番号3番については、貸主が経営移譲する借主に所有農地を一括使用貸借するものです。

調査の結果、申請番号1番ないし3番までについては、取得後も機械の能力・農作業に従事する状況等からみて農地を効率的に利用すると認められますので、調査員3名とも農地法第3条第2項の各号に該当しない旨、許可要件を満たすと合意しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いします。

細山議長 事務局からの内容説明と調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

議案第1号につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 (異議なし)

細山議長 ご異議がないようですので、議案第1号につきまして申請のとおり可と決定いたします。

ここで暫時休憩といたします

(休憩中に農用地利用集積等推進会議開催)

(休憩時間午後1時40分～午後1時54分)

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について、及び議案第3号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について、並びに、議案第4号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について一括して議題に供します。

番外から内容説明をいたします。

佐藤次長 ただ今、上程されました議案第2号につきまして、朗読説明させていただきます。

11ページをお開き願います。

議案第２号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について。農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき、余市町長より意見を求められた、別紙、農用地利用集積等促進計画(案)について決定し、同法第１８条第１１項の規定により、農地中間管理機構に対して計画を定めるべき旨の要請をすることについて、審議採決願いたい。

また、農地中間管理機構が計画(案)のとおり認可申請した場合は、即日認可することについて、併せて、審議採決願いたい。

令和7年8月29日提出 余市町農業委員会 会長 細山正己。

12ページをお開き願います。整理番号1 農用地利用集積等促進計画、
賃貸借（案）でございます。

1、各筆明細

所有権の移転を受ける者		
代表取締役		
所有権を移転する者		

所有権移転する土地につきましては、■■■■■■■■■■ 地目、登記簿・現況とも■、ほか■筆 合計■筆 面積■■■■■■■■m²でございます。

当事者間の法律関係は、賃貸借であり、設定する利用権につきましては、始期、公告日、終期、令和12年7月6日、貸付料■■■■■を毎年12月10日までに指定口座に振込むものとございます。

13ページをお開き願います。

2、共通事項でございます。

14ページをお開き願います。

別紙 所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等でございます。

15ページをお開き願います。

農用地利用集積等促進計画作成にかかる協議経過報告書でございます。

16ページをお開き願います。

申出地は、■■■■■■■■■■から■■■■■■■■■■を經由し、■■■■■■■■■■を■■方向に約■■■m入った色塗り部分の土地となっております。

17ページをお開き願います。

農用地利用集積等促進計画作成に係る農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項確認書でございます。農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号に該当する必要がある、当該申し出により作成された計画（案）の内容は、すべて要件を満たしていると考えます。

議案第2号につきましては、以上でございます。

続きまして議案第3号をご説明申し上げます。

18ページをお開き願います。

議案第 3 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用

以上、一括上程されました議案第２号 農地中間管理事業の推進に關す

る法律に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について 及び 議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について 並びに議案第4号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について、ご説明申し上げましたので、各委員におかれましては、よろしくご審議ご決定賜りますようお願い申し上げます。

細山議長 事務局からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
議案第4号につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

7 番 議案第2号12ページにあります■さんですが、国籍はどちらですか。

佐藤次長 国籍は■■となっております。在留資格は「永住者」ととなっております。在留期間のある方で■■■■年■月■日に満了され、その後更新すると聞いております。

7 番 最近ですね、こういう■■の方が目立ってきているように思います。そのような中で何か問題点などありますか

局長 ご指摘のとおり、外国籍の方の農地購入が増えてきており、他の町でも転用申請原則可のところでしたが、外国人住居に利用したいとの話が出ている話もありました。現在のところ、喫緊に対応しなきゃいけない所ではありませんが、今後も注視していきたいと思っております。

7 番 帰化しているわけではないですね。日本人として。

中村主任 7番野呂委員の再度のご質問にお答えします。帰化しているわけではなく、永住者ということで、在留期間のあるかたでございます。

7 番 外国籍の方は何人かいらっしゃいますが、皆さん、帰化していないということですね。

中村主任 営農している方の中で在留資格をお持ちの方はいらっしゃいますが、帰化されている方で、営農している方はいらっしゃいません。

細山議長 他にご異議がないようですので、議案第4号につきまして提案のとおり可と決定いたします。

以上、本日ご提案申し上げました案件は、全て終了いたしましたので、第25回総会を閉会いたします。

(閉会宣言の時刻 午後2時11分)

(本会議所要時間 27分)

この議事録は相違ないことを認め、署名する。

議 長 余市町農業委員会 会 長

議事録署名委員 余市町農業委員 3 番

議事録署名委員 余市町農業委員 1 1 番